

入間市国民保護計画（変更素案）に対して寄せられた意見等の概要と市の考え方

入間市では、令和4年12月21日（水）から令和5年1月19日（木）までの期間で「入間市国民保護計画（変更素案）」に関してパブリックコメントを実施しました。その結果、7人の方から10件のご意見等が寄せられました。寄せられた意見等の概要と、それに対する市の考え方は、次の通りです。

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
1	P19 第2編 第4章 第2節 3 （2）弾道ミサイル攻撃からの避難 ①着弾前	「弾道ミサイル撃があった場合、住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設等に避難させる」と記載しているが、入間市には地下施設がある公共施設はいくつあるか。具体的な施設名が知りたい。また、地下施設がある民間の雑居ビルを緊急一時避難施設に指定した方がよいと思うが、どのように考えるか。	市の公共施設の地下施設として、現状は、市役所本庁舎の地下駐車場、産業文化センターの地下駐車場の2箇所です。民間の地下施設の避難先指定については、検討を進めていきたいと考えます。
2	P19 第2編 第4章 第2節 3 （2）弾道ミサイル攻撃からの避難 ①着弾前	日本では核シェルターの設置が非常に遅れている。入間基地に隣接している市として、新しく公共施設を建設する際には、核シェルター機能を持たせ、既存の公共施設の地下に、その機能を設置することが必要である。入間市が市民の安全を第一に考え対策を進めれば、入間市に住みたい人が増えて市の発展にも繋がると思うが、どのように考えるか。	貴重なご意見として受け止め、今後の参考にさせていただきます。

3	P53 第3編 第3章 第3節 避難の指示等	自治会の役員をやっているが、武力攻撃事態が発生した場合、市長への避難指示に従わずに、現在地に留まることを強硬に主張する人への対処方法を教えてほしい。	現在地に留まることを主張する方を強制的に避難させることはできないため、まずは身の安全を第一に考え、自身の避難を優先してください。
4	P56 第3編 第3章 第7節 1 避難誘導の実施	「市長は、必要があると認める時には、出動を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、自衛官による住民の避難誘導を行うよう要請する」とあるが、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第48条では、紛争時には住民と戦闘員とを厳密に区別することが基本原則となっている。このことから、自衛隊が住民の避難誘導を行うことは、戦時国際法違反である。違反しないというのであれば、その根拠を明らかにしてもらいたい。	同文章は、国民保護法第63条に定められている内容であり、法律成立時に整理されているものと考えます。
5	全体	前文として、戦争にならないような取組についての記載が必要ではないか。また、原水爆が落ちた時の対策について記載がない。	国民保護計画は、事案発生後の措置について定める計画です。原水爆については、NBC攻撃として記載しています。
6	全体	入間市は、航空自衛隊の入間基地があり、狙われやすい場所である。計画内容について、国のとおりでなく憲法92条にあるとおり、地方自治の本旨に基づき、市で考えるべきである。	国民保護は、法定受託事務であり、国の指示に基づいた住民避難等を行う必要があります。また、国民保護法において、県や他市町村の計画との整合性を図るよう定められています。

7	全体	武力攻撃が起こることを想定した対策だけを強調する前に、平和的外交を行い、軍事基地を強化しないことを明記すべきである。	国民保護計画は、武力攻撃事態等の事案発生後の措置について定める計画であるため、外交等については、現状以上の記載は行いません。
8	全体	ヘルプマークについて、自然災害や事故時だけではなく、武力攻撃があった時においても、しっかりと活用されるように、HPに載せて満足するのではなく、市民の皆さんにも、何のマークか認識されるよう、日頃からの普及啓発活動をお願いしたい。	ヘルプマークの周知を含め、避難時における要配慮者についての理解促進を推進していきます。
9	全体	ミサイル発射が相次いでいるにもかかわらず、国民保護法に基づいた住民全員が参加する住民避難訓練を実施しない理由は何か。	近年、市の国民保護訓練は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止しています。貴重なご意見として、今後の訓練内容については検討していきます。
10	全体	入間市にも、日本人を拉致しようとしている人物がいる可能性があるため、埼玉県警と緊密に連携し、少なくとも通学路には防犯カメラを設置して、徹底的に監視したほうがよい。事件や事故が起こって命が奪われたり、拉致されたのでは遅すぎるので、早急に住民税や固定資産税を増税して予算を確保し、対応すべきである。	貴重なご意見として受け止め、参考にさせていただきます。